

## 有価証券上場規程施行規則（抜粋）

### 第2編 株券等

#### 第3章 新株券等の上場及び市場区分の変更等

##### 第1節 新株券等の上場

###### （新株予約権証券の上場基準）

第306条 規程第304条第1項に規定する施行規則で定める基準とは、次の各号に定める基準（当該新株予約権証券が外国会社が発行するものである場合には、当該基準に準ずる基準）のいずれにも適合していることとし、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の日前の日であって、当取引所が定める日までとする。

- （1） 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。
- （2） 行使期間満了の日が割当てに係る基準日後2か月以内に到来するものであること。
- （3） 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。
- （4） 新株予約権証券の数が2,000単位以上であること。
- （5） 新株予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取り扱いの対象となる見込みのあること。

2 規程第304条第2項に規定する「確約書」は、内国会社が発行する新株予約権証券にあっては別記第1—10号様式に、外国会社が発行する新株予約権証券にあっては別記第1—11号様式にそれぞれよるものとする。